

旭川市地域材活用住宅建設補助金交付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、本市における住宅の脱炭素化を推進するため、北海道の木材を使用した高性能住宅の普及を図り、良質な住宅ストックの形成を促進することを目的とし、当該住宅を新たに取得する者に予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次の各号による。

- (1) 新築住宅 新たに建築する住宅をいう。
- (2) 建売住宅 不特定の者への販売を目的とした住宅であって、一度も入居されていない住宅をいう。
- (3) 住宅 旭川市内（以下「市内」という。）に建築する、主として居住の用に供する家屋をいう。ただし、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、公営住宅その他これらに類するものを除く。
- (4) 附帯施設 住宅と別棟とする、居住以外の用途に供する施設をいう。
- (5) 併設店舗等 住宅に併設された、居住以外の用途に供する部分をいう。
- (6) 一戸建形式 住戸の別がない又は住戸の別があるが全ての住戸に内部で往来可能な形式をいう。
- (7) 地域材 北海道内の森林から産出され、かつ、北海道内で加工された木材をいう。
- (8) 上川管内 北海道行政組織規則（昭和41年4月1日規則第21号）第35条による北海道上川総合振興局の所管区域及び同規則第37条に掲げる市の区域をいう。
- (9) 旭川市内産の木材 旭川市の行政区域内又は旭川市が所有する森林から産出された木材をいう。
- (10) 旭川産材 旭川市内産の木材で、かつ、上川管内で加工した木材をいう。
- (11) ZEH住宅 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年告示第489号）によるBELS評価書（ZEHマークが表示されたもの）の交付を受けた住宅（Nearly ZEH、ZEH Orientedを含む。）をいう。
- (12) 北方型住宅2020 北海道で設定した北方型住宅基準（2020年基準）の認定を受けた住宅をいう。
- (13) 長期優良住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。
- (14) 低炭素住宅 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）による

低炭素建築物新築等計画の認定を受けた住宅をいう。

(15) 性能評価住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）による設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価において断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たす性能の評価を受けた住宅をいう。

(16) 申請者 本補助金の交付を受けようとする者をいう。

(17) 承継人 申請者が死亡等やむを得ない事情により補助金に係る手続を継続できなくなったときに、その手続を承継する者で次のいずれかに該当する者をいう。ただし、第5条各号に該当する者を除く。

ア 住宅の居住予定者

イ 住宅の工事請負契約の発注者又は売買契約の買主

(18) 産地証明 違法伐採された木材の流通防止に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき登録された木材関連事業者若しくは、北海道森林組合連合会又は北海道木材産業協同組合連合会により木材の産地を証明することができる者として認定された事業者が、木材の産地の証明を行うことをいう。

(19) 二世帯同居 交付申請日時点で、2以上の世帯が同一の住宅と一緒に住むことをいう。

(20) 除却工事 住宅の全部を取り壊す工事

第2章 補助対象

(対象住宅)

第3条 補助金の対象とする住宅（以下「対象住宅」という。）は、新築住宅又は建売住宅であり、第15条第1項の交付申請の日において次の各号の全てに適合する住宅及び附帯施設とする。

- (1) 申請年度の4月1日以降から第15条第2項の期間の末日までに建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は同法第7条の2第5項の検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受けた住宅。ただし、建築基準法第6条第1項の適用を受けない場合は、性能評価住宅
- (2) 地域材が15 m³以上使用されており、その内、旭川産材が5 m³以上である住宅
- (3) ZEH住宅、北方型住宅2020、長期優良住宅若しくは低炭素住宅のうちいずれかの認定を受けた住宅又はこれらと同等の性能基準を満たした住宅として認定若しくは交付を受けた住宅
- (4) 一戸建形式の住宅。ただし、住戸の戸数が2以下の住宅に二世帯同居を行うときは、この限りでない。
- (5) 併設店舗等がない住宅
- (6) 市内に本店を置く事業者が施工した住宅

(対象者)

第4条 補助金の対象とする者（以下「対象者」という。）は、第15条第1項の交付申請の日において次の各号の全てに適合する申請者とする。

- (1) 対象住宅に住民登録を行った者。ただし、申請者が単身赴任等の事由により自己の居住の用に供することができない場合等は、申請者の2親等以内の親族が対象住宅に住民登録を行っていること。
- (2) 対象住宅の工事請負契約の発注者又は売買契約の買主
- (3) 対象住宅及び土地の全てを所有している者。ただし、対象住宅及び土地の全てを所有していないときは、全ての所有者から補助金の申請及び工事の実施について承諾を得ている者
- (4) 地域材の普及促進に向けた次の全ての取組について実施する者
 - ア 本市が貸与するのぼり旗の住宅建設現場内への掲出
 - イ 本市が行う情報発信のための写真データの提供
 - ウ 住宅完成見学会の実施

(除外要件)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、対象者から除外す

る。

- (1) 直近の所得が550万円を超える世帯員がいる者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第2号の暴力団員又は同条例第7条の暴力団関係事業者である者
- (4) 虚偽の申請その他補助金の手続において不正を行った者
- (5) その他法令又は公序良俗に反するおそれがあるなど、補助金を交付することが適当でないと判断された者

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる旭川産材の使用量に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 旭川産材を5 m³以上使用するとき 150万円
 - (2) 旭川産材を10 m³以上使用するとき 200万円
 - (3) 旭川産材を15 m³以上使用するとき 250万円
 - (4) 旭川産材を20 m³以上使用するとき 300万円
 - (5) 旭川産材を25 m³以上使用するとき 400万円
- 2 第15条第1項の交付申請を行う時点で、対象住宅に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある対象者の親族が住民登録を行っているときは、第1項の額に100万円を加算することができる。この場合の親族とは、対象者の子（妊娠中の子を含む。）又は孫をいう。
- 3 第15条第1項の交付申請を行う時点で、対象者が対象者からみて3親等以内の親族と対象住宅に二世帯同居しているときは、第1項の額に100万円を加算することができる。
- 4 次の各号の全てに適合する除却工事を行うときは、第1項の額に50万円を加算することができる。
- (1) 第3条の対象住宅を建築する敷地（建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。以下同じ。）内で行う工事
 - (2) 申請年度の4月1日以降に市内に本店を置く事業者と工事請負契約を締結し、その後開始する工事
 - (3) 工事請負契約者が申請者であること。
 - (4) 除却する住宅の所有者は、申請者又は申請者からみて3親等以内の親族であること。
 - (5) 除却する住宅の所有者及び設定されている全ての権利者から工事に關し同意を得ていること。
- 5 前3項を重複して適用することはできない。

（重複補助の制限）

第7条 第9条の認定申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の申請は無効とする。

- (1) 本補助金を複数回申請する者
- (2) 同一年度に旭川市住宅改修補助金又は旭川市住宅雪対策補助金を申請する者
- (3) 国、北海道又は本市の同種の補助制度を申請する者
- (4) 対象住宅を新たに建築する敷地内にある住宅等の除却工事に関し、他の補助制度を申請する者

(重複補助の特例)

第8条 前条第1号の規定は、認定申請を行う日が、過去に本補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から10年以上経過しているときは適用しない。

第3章 事務手続

(認定申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に先立ちあらかじめ認定申請を行う。

- 2 前項の認定申請は、旭川市地域材活用住宅建設補助金認定申請書（様式第1号）及び関係書類を提出することにより行う。
- 3 認定申請を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）は、別に定める。
- 4 申請書又は関係書類に疑義又は申請内容の不備があると認めるときは、当該疑義等の内容について、期限を定め報告又は是正を求める。

(認定)

第10条 前条第2項の規定による認定申請があった場合において、その申請が第2章に定める補助対象と認められるときは、その申請を認定し、その旨を当該申請者に補助金認定通知書（様式第2号）により通知する。ただし、当該認定申請において不正が認められるとき又は前条第4項により定めた期限までに申請書又は関係書類の不備が是正されないときは、認定しない。

- 2 前項本文の認定に当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - (1) 対象住宅の工事が完了し、住民登録が完了したときは、別に定める期日までに第15条第1項の交付申請の手続を行うこと。
 - (2) 認定申請内容に変更が生じたときは、第18条第1項及び第2項に定める変更申請等を行うこと。
 - (3) 補助金を辞退するときは、速やかに第19条に定める補助金の辞退の手続を行うこと。
- 3 受付期間内に提出された認定申請に係る補助金の合計額が、予算額を超過することとなるときは、別に定める方法により選定し、第1項の認定する者を決定する。
- 4 前条第2項の規定による認定申請があった場合において、その申請を認定しないときは、その旨を当該申請者に補助金を認定しない旨の通知書（様式第3号）により通知する。

(追加募集)

第11条 受付期間内に提出された認定申請に係る補助金の合計額が予算額に満たなかったときは、改めて受付期間を設定し予算額を超過することとならない範囲で認定申請を受け付ける。

- 2 前項の受付期間は、別に定める。ただし、予算額を超過することとなったときは、受付期間内であっても、受付を締め切る。

(認定の取消し)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消し、その旨を当該認定を取

り消した者に通知する。

- (1) 第2章に定める補助対象と認められないことが判明したとき。
- (2) 第9条第2項又は第11条第1項に規定する認定申請後、建設場所又は対象住宅の新築工事を行う施工業者を変更したとき。
- (3) 第19条により補助金の認定又は交付を辞退するとき。
- (4) 第9条第2項の認定申請に当たって、不正が認められたとき。

(補欠候補者及び補欠登録)

第13条 第10条第3項の規定により認定する者を決定した場合において、認定の辞退等で補助金の募集予算額に余裕が生じたときに備え、第9条第2項の規定による申請を行った者の中から補欠候補者を若干名選定し、その旨を当該申請者に通知する。

- 2 前項に規定する補欠候補者のうち、補欠登録を希望する者は、別に定める補欠登録に係る確認書を提出するものとする。
- 3 前項に規定する確認書の提出があったときは、補欠登録を行い、その旨を通知する。

(補欠繰上)

第14条 補助金の募集予算額に余裕が生じた場合において、前条による補欠登録を受けた者の申請が第2章に定める補助対象と認められるときは、予算額に応じてその申請を認定し、第10条第2項各号の条件を付して認定した旨を通知する。

(交付申請)

第15条 補助金の交付申請は、第10条第1項、前条又は第18条第3項による認定を受けた者が、旭川市地域材活用住宅建設補助金交付申請書(様式第4号)及び関係書類を提出することにより行う。

- 2 交付申請を受け付ける期間は、別に定める。
- 3 申請書又は関係書類に疑義又は申請内容の不備があると認めるときは、当該疑義等の内容について、期限を定め報告又は是正を求める。

(交付の決定及び額の確定)

第16条 前条の申請を受けた場合において、その申請が第2章に定める補助対象と認められるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その申請者に次の各号の条件を付して交付の決定及び額の確定を行った旨を補助金交付決定及び額確定通知書(様式第5号)により通知する。

- (1) 交付申請の内容に変更が生じたときは、第18条第1項及び第2項に定める変更申請等を行うこと
- (2) 補助金を辞退するときは、速やかに第19条に定める補助金の辞退の手続を行うこと

- (3) 通知日以降に補助金についての報告を求められたとき又は是正の指示を受けたときは、その内容に従うこと
- (4) 補助金の交付を受けた日が属する年度の末日から起算して10年の間、本補助金により取得した住宅を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、承認を得ること

(不交付の決定)

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の不交付とすることを決定し、当該申請者にその旨を補助金不交付決定通知書（様式第6号）により通知する。

- (1) 第2章に定める補助対象と認められないことが判明したとき。
- (2) 第9条第2項又は第11条第1項に規定する認定申請後、建設場所又は対象住宅の新築工事を行う施工業者を変更したとき。
- (3) 第15条第2項の期間の末日までに交付申請の手続を行わなかったとき。
- (4) 第15条第3項の報告又は是正措置を行わなかったとき。
- (5) 第19条による補助金を辞退するとき。
- (6) 交付申請の手続において不正を行ったと認められるとき。

2 前項により不交付を決定したときは、第10条第1項の認定を取り消し、当該申請者にその旨を通知する。

(変更申請等)

第18条 補助金の認定又は交付申請の内容の変更は、その変更内容が第6条第1項から第3項までによる補助金の額の減少に該当するときに限り、変更申請書（様式第7号）に変更内容が確認できる資料を添付して提出することにより行う。

2 前項に該当しない内容の変更に係る手続は、変更内容が確認できる資料を提出することにより行う。

3 第1項及び前項の変更申請等があったときは、第2章に定める補助対象と認められるかを確認し、認定若しくは認定しない旨又は交付若しくは不交付を決定し、当該申請者に通知を行う。この場合において、当該申請が認定通知者又は交付決定者によるものであるときは、従前の認定又は交付の決定を取り消す。

(補助金の辞退)

第19条 補助金の認定又は交付を辞退するときは、辞退届（様式第8号）を提出することにより行う。

(補助金の請求)

第20条 補助金の請求は、第16条の補助金の額の確定後に、別に定める請求書（様式第

9号)を提出することにより行う。

(補助金の交付)

第21条 補助金は、前条の請求を受けたとき速やかに交付する。

第4章 雑則

(補助金の返還)

第22条 補助金の交付後に補助金に係る不正を認知したとき又は補助金の返還が必要であると認めるときは、その補助金の交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めることがある。

(承継)

第23条 補助金に係る事務手続の承継を希望するときは、承継人が承継願(様式第10号)を提出する。

2 前項の承継願が提出された場合、提出者と申請者の関係が明らかにならないときは、当該提出者に申請者との関係を示す書類の提出を求めることがある。

(調査)

第24条 補助事業の適正な執行のために必要と認めるときは、申請者及び申請者の属する世帯の世帯員の個人情報並びに現地の調査を行うことがある。この場合において、特段の事情がない限り事前に関係者に同意を得るものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

旭川市地域材活用住宅建設補助金認定申請書

(兼申請者等の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日)

年 月 日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請代表者 (工事請負契約者 又は 売買契約者)			
〒	-	フリガナ	年齢
現住所		氏名	歳
電話(携帯)番号	-	メールアドレス	@
建設場所			
その他の申請者 ※申請代表者以外に契約者がいる場合			
〒	-	フリガナ	年齢
現住所		氏名	歳
電話(携帯)番号	-	メールアドレス	@

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、担当部局が申請内容の確認のために他の助成制度の利用状況や申請に関する者の「住民票」、「暴力団」及び「暴力団員」の情報について、市の関係部局及び他の官公署に照会を行うことを承諾します。

区 分				補助金額	
基本	高性能 + 地域材 (道産材+旭川産材) 15㎡以上使用 ※旭川産材 5㎡以上使用	旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 5m ³ 以上使用	<input type="checkbox"/>	150万円	
		旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 10m ³ 以上使用	<input type="checkbox"/>	200万円	
		旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 15m ³ 以上使用	<input type="checkbox"/>	250万円	
		旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 20m ³ 以上使用	<input type="checkbox"/>	300万円	
		旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 25m ³ 以上使用	<input type="checkbox"/>	400万円	
		世帯加算	いずれか1つ選択	子育て世帯加算 世帯員の中に18歳以下の子又は孫がいる	
氏名(子または孫)	年齢			続柄	
二世帯加算 申請者の3親等以内の親族世帯と同居				<input type="checkbox"/> 100万円	
氏名(子または孫)	年齢				続柄
除却工事	いずれか1つ選択	除却工事加算 除却工事について以下の条件を満たすもの		<input type="checkbox"/> 50万円	
		<input type="checkbox"/> 新たに取得する住宅の敷地内で行う工事	<input type="checkbox"/> 申請者又は3親等以内の者が住宅を所有		
		<input type="checkbox"/> 非住宅のみ、店舗併用住宅の除却ではない	<input type="checkbox"/> 4/1以降に申請者が契約する工事である		
		<input type="checkbox"/> 市内に本店を置く事業者と契約する	<input type="checkbox"/> 住宅の所有者及び全ての権利者が同意済		
区 分			金額	優先順位	※認定審査欄
補助申請額			円	位	円
※備考欄					受付番号

※裏面の記入もあります。

別 紙

【建築概要】（予定）

構 造	造
階 数	階建
延べ面積	m ² （うち住宅部分以外 m ² ）

【木材予定使用量】

木材予定使用量（m ³ ）内訳						
		構造材	羽柄材	内外装材※1 <small>m²の場合は材厚をかけて計算</small>	補助対象とする 木材利用材積	その他 木材利用材積
補助対象とする木材	道内産	m ³	m ³	m ³	m ³	
	旭川産材	m ³	m ³	m ³	m ³	
補助対象外木材	上記以外の産地	m ³	m ³	m ³		m ³
合 計					(A) m ³	(B) m ³
総材積					(A) + (B) m ³	

- ・ 使用量は、設計内訳書等から算出して記載してください。また、木材の体積の把握に必要なため、数量は少数点以下第5位を切り捨てし、小数点以下第4位までとしてください。
- ・ 使用量が不明の場合は、施工業者等に確認のうえ記載してください。

※1 内外装材：床、壁、天井、外壁等の仕上げに使用する木材（家具は含まない。）

第 号
年 月 日

様

旭川市長
(担当)

補助金認定通知書

年 月 日付けで（認定申請・変更申請）のありました旭川市地域材活用住宅建設補助金について、次のとおり認定しましたので通知します。

1 認定額

金 円
(備考)

2 認定条件

- (1) 住宅建設工事及び住民登録が完了後、年 月 日までに交付申請を行ってください。
- (2) 申請工事の内容に変更が生じたときは、変更の手続きを行ってください。
- (3) 工事を取り止めた場合など、補助金を辞退するときは、速やかに辞退の手続きを行ってください。

3 その他

上記条件に従わなかったとき及び手続において不正が発覚したときは、認定を取り消すことがあります。

(担当)

電話

第 号
年 月 日

様

旭川市長
(担当)

補助金を認定しない旨の通知書

年 月 日付で認定申請のありました旭川市地域材活用住宅建設補助金について、
認定しないことを通知します。

1 認定しない理由

(担当)

電話 :

旭川市地域材活用住宅建設補助金交付申請書

(兼申請者等の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 年 月 日

(宛先) 旭川市長

〒 ー

(申請代表者) 住所

氏名

(※その他の申請者がいれば裏面に記載)

旭川市地域材活用住宅建設補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

工事期間	(着手日) 年 月 日 ~ (完了日) 年 月 日			
受付番号				
添付書類 ※該当する書類の <input type="checkbox"/> に全てチェック してください	工事請負契約書 又は 売買契約書の写し	<input type="checkbox"/>		
	世帯員全員分の記載がある住民票・戸籍等の写し	<input type="checkbox"/>		
	建築基準法に基づく検査済証の写し	<input type="checkbox"/>		
	地域材を 15m ³ 以上使用したことが確認できる書類	<input type="checkbox"/>		
	高性能の基準を満たした住宅であることを証明する書類 (次のいずれか)			
	・ ZEH住宅の場合: BELS 評価書の写し	<input type="checkbox"/>		
	・ 北方型住宅 2020 の場合: 北方型住宅基本性能確認書等の写し	<input type="checkbox"/>		
	・ 長期優良住宅の場合: 長期優良住宅の認定通知書の写し	<input type="checkbox"/>		
	対象住宅の写真 及び 図面	<input type="checkbox"/>		
	母子健康手帳の写し (子育て世帯加算が必要な場合のみ)	<input type="checkbox"/>		
	除却工事の実施がわかる書類 (契約書の写し・不動産登記閉鎖事項証明書・工事前の写真)	<input type="checkbox"/>		
	補助金の請求書 (様式第9号)	<input type="checkbox"/>		
その他市長が必要と認めたもの ()	<input type="checkbox"/>			
認定した補助金額 ※該当する金額の <input type="checkbox"/> にチェックし てください	区 分		補助金額	
	基 本	高性能 + 地域材 <small>(道産材+旭川産材)</small> 15m ² 以上使用 ※旭川産材 5m ² 以上使用	旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 5m ³ 以上使用	<input type="checkbox"/> 150万円
			旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 10m ³ 以上使用	<input type="checkbox"/> 200万円
			旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 15m ³ 以上使用	<input type="checkbox"/> 250万円
			旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 20m ³ 以上使用	<input type="checkbox"/> 300万円
			旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 25m ³ 以上使用	<input type="checkbox"/> 400万円
	加 算	子育て世帯加算 世帯員の中に18歳以下の子又は孫がいる		<input type="checkbox"/> 100万円
		二世帯加算 申請者の3親等以内の親族世帯と同居		<input type="checkbox"/> 100万円
		除却工事加算 要件を満たす除却工事を行った		<input type="checkbox"/> 50万円
	区 分		金 額	※交付審査欄
補助申請額		, 00,000 円	円	
※備 考 欄			※受 付 欄	

※裏面の記入もあります。

【木材実績使用量】

木材予定使用量 (m3) 内訳						
		構造材	羽柄材	内外装材※1 <small>m2の場合は材厚をかけて計算</small>	補助対象とする 木材利用材積	その他 木材利用材積
補助対象とする木材	道内産	m3	m3	m3	m3	/
	旭川産材	m3	m3	m3	m3	
補助対象外木材	上記以外の産地	m3	m3	m3	/	m3
合 計					(A) m3	(B) m3
総材積					(A) + (B) m3	

・ 使用量は、産地証明書等から算出して記載してください。また、木材の体積の把握に必要なため、数量は少数点以下第5位を切り捨てし、小数点以下第4位までとしてください。

※1 内外装材：床、壁、天井、外壁等の仕上げに使用する木材（家具は含まない。）

その他の申請者 ※申請代表者以外に申請者がいる場合		
〒	-	フリガナ
住 所		氏 名

- (注1) 申請者が旭川市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団員又は同条例第7条の暴力団関係事業者である場合は、補助金の交付は受けられません。
- (注2) 申請者等の内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことや補助金の返還を求めることがあります。
- (注3) 申請者、建設場所、施工業者の変更はできません。一度、申請取り消しになります。

申請書、添付した関係書類の内容を確認していますか。

はい

第 号
年 月 日

様

旭川市長
() 担当)

補助金交付決定及び額確定通知書

年 月 日付けで（交付申請・変更申請）のありました旭川市地域材活用住宅建設補助金について、次のとおり交付することに決定し、補助金の額を確定しましたので通知します。

1 補助金の額

金 円
(備考)

2 交付条件

- (1) 申請の内容に変更が生じたときは、変更の手続きを行ってください。
- (2) 補助金を辞退するときは、速やかに辞退の手続きを行ってください。
- (3) 通知日以降に本市から補助金に関する報告を求められたとき又は是正の指示を受けたときは、その内容に従ってください。
- (4) 補助金の交付を受けた日が属する年度の末日から起算して10年の間、本補助金により取得した住宅を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を得てください。

3 その他

上記条件に従わなかったとき及び手続において不正が発覚したときは、交付決定を取り消すことがあります。

(担当)

電話

第 号
年 月 日

様

旭川市長
(担当)

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました旭川市地域材活用住宅建設補助金について、
不交付と決定しましたので通知します。

1 不交付の理由

(担当)

電話

変更申請書

(申請書を提出する日) 年 月 日

(宛先) 旭川市長

(申請代表者) 住所

氏名

先に申請した旭川市地域材活用住宅建設補助金について、次のとおり申請内容に変更が生じたので、関係書類を添えて申請します。

受付番号		
変更内容	<input type="checkbox"/> 地域材の産地の変更により、補助申請額が減少した	
	<input type="checkbox"/> 子育て世帯若しくは二世帯加算又は除却工事加算の要件を満たさなくなった	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
区分	金額	※審査欄
補助申請額	円	円

申請書、添付した関係書類の内容を確認していますか。	<input type="checkbox"/> はい
---------------------------	-----------------------------

その他の申請者 ※申請代表者以外に申請者がいる場合

住所

氏名

※備考欄	※受付欄

辞 退 届

(辞退届を提出する日) 年 月 日

(宛先) 旭川市長

(申請代表者) 住所 _____

氏名 _____

先に申請した旭川市地域材活用住宅建設補助金について、次の理由により補助金を辞退します。

受 付 番 号	
理 由	<input type="checkbox"/> 工事中止又は延期
	<input type="checkbox"/> 内容変更により補助対象外となった
	<input type="checkbox"/> 他の助成制度等で重複する内容の助成を受けた (受ける予定を含む)
	<input type="checkbox"/> 工事の完了及び住民登録が期限までに行うことができない
	<input type="checkbox"/> その他 ()

その他の申請者 ※申請代表者以外に申請者がいる場合

住所

氏名

※備 考 欄	※受 付 欄

請 求 書

(宛先) 旭川市長

(申請代表者) 住所

氏名

次のとおり請求します。

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
請求額						0	0	0	0	0

(金額の頭に¥を記入)

請求内容

旭川市地域材活用住宅建設補助金として

振込先

金融機関名・支店名		口座番号					口座名義 (カタカナ)
銀行	本店	普通					
信金	支店						
農協	出張所	当座					

承 継 願

年 月 日

(宛先) 旭川市長

(承継人) 住所

氏名

電話番号

先に申請した旭川市地域材活用住宅建設補助金について、申請者本人が手続きを続けることができなくなったため、関係者の同意のもと自己の責任において補助金の手続きを承継します。

また、担当部局が申請内容の確認のために他の助成制度の利用状況や私の「住民票」、「暴力団」及び「暴力団員」の情報について、市の関係部局及び他の官公署に照会を行うことを承諾します。

補助金の種類	
受付番号	
元の申請者	

(注1) 承継人が旭川市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団員又は同条例第7条の暴力団関係事業者に該当する場合は、承継を認めません。

(注2) 記載内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことや補助金の返還を求めることがあります。

※備 考 欄	※受 付 欄